

令和2年第1回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和2年3月3日

本日の会議 令和2年3月6日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
総 務 部 長 山本昭彦君	企 画 財 政 部 長 久保平敏弘君
建 設 産 業 部 長 日名子達也君	住 民 福 祉 部 長 中嶋敏純君
健 康 保 険 部 長 辻田正行君	水 道 局 長 濱 伸二君
会 計 管 理 者 山口利弘君	企 画 財 政 部 理 事 田中一之君
住 民 福 祉 部 理 事 栗山浩二君	総 務 課 長 荒木秀一君
秘 書 広 報 課 長 中村元則君	契 約 管 財 課 長 和田弘君
地 域 安 全 課 長 宮崎伸之君	政 策 企 画 課 長 荒木隆君
税 務 課 長 山崎昇君	収 納 推 進 課 長 藤崎隆行君
土 木 管 理 課 長 中尾盛雄君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 細田愛二君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり君	健 康 保 険 課 長 志田純子君
介 護 保 険 課 長 堀池英二君	下 水 道 課 長 山口新吾君
教 育 長 勝本真二君	教 育 次 長 森川寛子君
教 育 委 員 会 理 事 金崎良一君	教 育 総 務 課 長 宮司裕子君
生 涯 学 習 課 長 青田浩二君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 村田佳美君

会議録署名議員

9番 金子恵議員 10番 岩永政則議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 11時26分

令和2年第1回長与町議会定例会  
議事日程（第4号）

令和2年3月6日（金）  
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	
2	1	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	—
3	2	長与町認可地縁団体印鑑条例	※産厚
4	3	長与町犯罪被害者等の支援に関する条例	※総文
5	4	長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例	※総文
6	5	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総文
7	6	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
8	7	長与町立児童館条例の一部を改正する条例	※産厚
9	8	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
10	9	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
11	10	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
12	11	町道路線の認定について	※産厚
13	12	令和元年度長与町一般会計補正予算（第4号）	※総文
14	13	令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※産厚
15	14	令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※産厚
16	15	令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	※産厚
17	16	令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※産厚
18	17	令和元年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
19	18	令和元年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
20	19	令和2年度長与町一般会計予算	※総文

※付託予定の委員会

日程	議案番号	件名	備考
21	20	令和2年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総文
22	21	令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算	※産厚
23	22	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※産厚
24	23	令和2年度長与町介護保険特別会計予算	※産厚
25	24	令和2年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算	※産厚
26	25	令和2年度長与町水道事業会計予算	※産厚
27	26	令和2年度長与町下水道事業会計予算	※産厚
28	27	人権擁護委員の推薦について	—
29	28	人権擁護委員の推薦について	—
30	29	人権擁護委員の推薦について	—

※付託予定の委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順11、河野龍二議員の①高田南土地区画整理事業について、②国民健康保険税の負担軽減についての質問を同時に許します。

12番、河野龍二議員。

○12番（河野龍二議員）

皆さん、おはようございます。本議会最後の一般質問となりました。今しばらくお時間をいただきたいと思います。それでは早速質問させていただきます。まず初めに①高田南土地区画整理事業について質問いたします。高田南土地区画整理事業の残工事の一括発注業者と保留地購入業者が決定し、新たな事業展開が行われます。完成年度を平成43年3月31日、2031年までに完成させる予定であります。昭和61年から事業が開始され、住民からの不満や不安などが多く、町の財政状況やまちづくりの計画にも大きな影響を与えてきました。また、今後も様々な影響が出てくるのが危惧されます。今後の事業や財源など以下のことを質問いたします。（1）保留地処分で事業の計画や減歩の変更などは必要ないのか。（2）保留地処分地の造成工事に住民の声が反映されるのか。（3）財源確保の課題は解決できるのか。（4）今回の事業展開は苦肉の策であったと思います。こうした状況を作り出した反省はあるのか。

2つ目に、②国民健康保険税の負担軽減について質問いたします。国民健康保険税の負担は構造的な原因もあり、加入者に過大な負担が強いられています。長与町がホームページで示すモデルケースで、所得が200万円、40歳以上の夫婦と子ども1人で医療分、後期支援分、介護分も含め保険税は38万3,700円にもなります。これだけでも所得に係る負担は過大と思われる。さらに、この家族に子どもが1人増えれば均等割の3万4,400円が負担となり、さらにもう1人増えると6万8,800円となります。子どもを産み育てるのは困難であります。今、こうした状況の緩和のために、全国でも子どもの均等割の減免が広がっています。本町でも国民健康保険税の子どもの均等割の減免ができないか質問いたします。以上、質問いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今議会最後の質問者であります河野議員の質問にお答えをさせていただきます。①の大きな問題は高田南土地区画整理事業についてでございます。1点目の保留地処分による事業計画や減歩の変更の有無という御質問でございました。今回の一括施工に伴う保留地処分にあたり、事業計画や減歩率を変更することは考えておりません。

なお、事業計画につきましては、一括施工の発注に先立つ平成30年10月に地元説明会を開催いたしておりまして、同年12月に変更許可を受けておるところでございます。

次に2点目の保留地の造成計画に住民の声が反映されるのかという御質問でございます。当該保留地の造成計画につきまして、住民の意向を反映することを想定した事業者の募集、契約条件は設定していないところでございます。この点につきましては当該保留地のみならず、本地域全体の付加価値や住民の利便性等々を向上させるために、当該保留地の土地利用方法に条件を付し町の意向を反映させることも検討した経緯がございますけれども、今回の事業者募集プロセスにおきましては、当該保留地や本地域の立地条件等を考え、土地利用方法に特定の条件を付すのではなく、事業者のノウハウを活用した自由度の高い条件で事業者募集を行うことが結果的には望ましいと判断をしたところでございます。御質問の趣旨につきましてはまちづくりにおきまして、地域住民の視点や主体性を十分に尊重すべきとの御指摘であるものと理解しております。町といたしましても、その点につきましては十分に配慮しつつ、以上のような経過を踏まえ総合的に判断した次第でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

3点目の財源確保の課題は解決できるのかというお尋ねでございます。事業財源につきましては、本事業の受託施行者である長崎県と密に連携し、要望活動などを通して、今後も引き続き国庫補助金の確保に努めるとともに、町の一般財源につきましても本事業の早期完成を本町の重要課題と位置付け、起債等を活用しながら中長期的な視点で必要な資金を確保してまいります。今回一括施工の落札事業者が決定したことで、事業の早期完成に向けた取組がいよいよ現実的なものとなってきたわけでございます。国への要望活動におきましては、補助金交付の必要性をこれまで以上にお示しすることができ、また御理解をいただいたものと認識をしております。町の一般財源につきましても、保留地処分金を想定以上の金額で御提示いただいたことから、町の負担軽減に寄与するものと考えております。今後も本町の財政状況を踏まえ財政の健全性の維持に留意しながら、全庁的な予算の調整を図りつつ本事業を推進してまいり所存でございます。

次に4点目の御質問でございます。苦肉の策の展開となったことに対する反省はあるのかという御質問でございます。本事業につきましては、これまでも御指摘をいただいておりますとおり、事業期間が長期に渡り、地権者の皆様をはじめ地域住民の皆様方には大変な御迷惑と御心配をお掛けしております。現実として、このような状況になっていることにつきましては、率直にお詫び申し上げるべきであると考えております。事業の早期完成を謳った今回の一括施工ではございますが、そもそも、ここまで大変長い時間が経過しているという事実を肝に銘じ、1日でも早く地権者の皆様方に土地をお返しできるよう事業を進めてまいりたいと考えております。本事業の早期完成に向けた取組につきましては、今回の一括施工に先立ち、造成計画の大幅な見直しをはじめ、これまで検討を行ってきた経過があるわけでございます。造成工事を一括して施工することによりまして、単年度ごとの施工と比較し、工事費の縮減及び工事期間の短縮が見込ま

れておりましたけれども、財政的な問題とともに、これまで施工を進めてきた既成市街地をはじめとした区域におきましては多くの建物移転が必要となることから、移転交渉の進捗状況により不測の期間を要することが考えられるなど、造成工事を一括して発注施工するには不確定な要素が多く、現実的に取り組むことが難しいという事情があったものと認識しております。しかしながら、これまでの事業進捗により建物移転補償が完了し、いよいよ造成工事を一括して着手できる段階となったわけでございます。皆様方には御迷惑と御心配をお掛けしておりますけれども、一方で新しい家々が立ち並んでいく姿や、道路などの公共施設が整備され、交通の安全性や生活環境が改善している様子を見るにつけ、本事業がもたらす整備効果も実感をしているところでございます。

本事業を評価するに当たり、様々な御意見があることは当然であり、土地利用の促進や公共施設の整備改善など具体的な整備効果を取り上げたとしても、結果として反省すべき点があるということは間違いございません。しかしながら、これまでの反省を踏まえつつ、一方で今後の本事業の在り方を現実的に検討した結果、本事業については事業の進捗状況等を鑑み、残された事業を早期に完成させることが、現状において最も重要かつ現実的な方針であると判断をしておったわけでございます。そのための準備もいよいよ進んでまいりました。様々な御意見があると存じますが、事業の早期完成という方針に向けた、満を持して取り組む方策であるという思いを申し上げまして、御質問への回答とさせていただきたいと思っております。

次に大きな2番目、国民健康保険税の負担軽減の質問でございます。国民健康保険事業につきましては、平成30年度から長崎県と市町が保険者となって運営を行っているところでございます。国保財政の安定化を図ると共に、保険税負担軽減等の統一化を目指し、調整のための協議を重ねておるところであります。現在、国民健康保険税の負担軽減措置といたしまして、低所得者の世帯を対象に均等割額、平等割額を軽減しております。この軽減措置は国の財政支援により18歳未満の方を含めた世帯で世帯所得が一定金額以下のときに2割、5割、7割軽減と段階的に行っているところであります。子育て支援としての負担軽減の導入につきましては、市町により保険税免税の基準額が異なることは望ましくないと考え、町単独での実施は難しい状況でございます。そのため、長崎県町村会や全国知事会などにおきまして、子育て世帯の負担軽減を図るための支援制度の創設を国に要望しているところでございます。今後も引き続き国、県に対して働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは再質問させていただきます。今回の一括発注と用地購入で新たな財源が生まれたわけですが、事業計画の変更については確かに平成30年12月10日で第13回目の事業変更を出されて、これが認められてるというところで、もう一つ減歩の方。

以前も同じ質問をしたんですけども、こうした状態が変わる中で改めてお伺いしたいというふうに思います。認識をちょっと深めるために減歩の在り方を説明させていただきますけども、本事業の平均減歩率が39.98%となっております。公共減歩というのは道路だとか公園、そういう用地で充てるという形で減歩をされる。もう1つは保留地減歩、保留地それぞれが路線価格に応じて減歩がされるということで、この保留地減歩というのは事業費に充てられるというふうになっておりますよね。今回、そもそも手をつけずにそのままにしておこうとした保留地が売却できたわけですけども、そうすると13億幾らかの金額が事業費に充てられるというふうになると、そもそも住民の皆さんから事業費に充てますというふうにとった減歩っていうのが13億、別に予算ができたわけですよね。ならば13億分の減歩の変更があって当然ではないか。元々ここの保留地は処分しない。お金に換わらないという部分だったと思うんですよ。それを金に換えるというふうになると、その中で事業費部分が出てくるわけですね、13億。そうすると地権者の皆さん方からいただいた減歩というのが変わって当然ではないかなというふうに思うんですけども、この辺のお考えがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

保留地の面積につきましては、全体で約4万8,000平米でございます。そのうち今回一括施工に伴う保留地処分が約2万3,000平米。これが4万8,000の中に入っております。したがって保留地処分、今回買っていただきます保留地も、そもそも事業計画の中に価格も入っていたということでございます。質問のお答えになったかちょっと分かりませんが、そういう内容でございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

当初計画から4万8,000を保留地として、この事業の中では造りますというふうに出たと。ただ、今回の2万3,000の保留地というのは、当初の計画では保留地処分としてお金に変えるという方法では取ってなかったわけですよね。そこは当初の計画では道の尾公園用地でしたかね。そういう形で取っておく。造成地にしないというふうな当初の計画だったと思うんですけども、そこをもう一度、確認させていただきたい。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

先程の保留処分金につきましては、収入として資金計画の中に入っております。当初は公園としてそのまま残そうということで考えておりましたが、この分は収入として入らない、最終的には入らないということになるかと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

ちょっとそこら辺はもう認識の違いかなというふうに思うんですけども、そういうふうな状況だというふうに理解しましたけども。ただ、元々ここの保留地が2万3,000ありますよという中で事業計画を変えて、ここの保留地が売れたと。金額が13億増えたわけですよ。そうすると、地権者の方々からいただいた事業費分の保留地減歩分、13億。ちょっと言い方変かもしれませんが、余分に増えた部分があると、13億。地権者の皆さん方から全体事業の割合として、それぞれ保留地減歩を取ってるわけですよ。そうすると13億余分に増えた分があるならば、地権者の皆さんからいただいた事業費分の減歩が下がってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。その考えがちょっと間違ってるのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

保留地っていうことをちょっと考えていただきたいんですけど、保留地はそれを売却して事業費に充当するものでございます。ですから公園で残すか、以前はあったんですけども、そこを残すとけばその保留地区画というのは、最終的には町が買い取らないといけません。売れなければ。公園のままで売ればいいんですけども、保留地っていうのはあくまで売却する用地でございます。その売ったお金が事業費に充当されるということになりますので、多分、今の資金計画ではあそこは20億ぐらいになるのかな。もうちょっと減ったのかな。それぐらいあったんですけど逆に13億になったところで、まだまだ町の持ち出しというのは大きくなります。ですから、その分については、あくまでそれは売って、それで事業費に充てるというものですので、今回売れたからといって新たに財源が発生したわけではございません。元々20億程度の財源として、そこは売るように。もし売れなかった場合は町が買い取らなければその事業は成り立たないということでございますので、その辺御理解をいただきたいなと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

なかなか都市計画の難しいところで、単純に考えて地権者の皆さん方からいただいたのは全体事業費で、100坪持つてる人はその事業費分を保留地減歩としていただくわけですよ。この保留地を集めてその事業費に換えるわけですよ。本来ならば20億ぐらいの保留地の価格の価値があったと。今度13億でしか売れなかったとなると、また逆の発想が出てくるわけですよ。じゃあ、本来全体事業費に掛かる部分を保留地減歩としていただくなれば、今度は逆に13億しか、20億が13億、7億分の保留地負



担が必要になってくるのではないかなと思うんですけども、そうはならないんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

御指摘のとおりかとは思いますが。ただ、当初事業を始める段階で地権者の皆様方には一定の保留地。これくらいあればいいと、一番最初のときですね。本来変われば、おっしゃるように保留地減歩を増やすとか、いろんな方法も考えなきゃいけなかったんじゃないかなとは思いますが、最初にもう地権者の皆様にこれだけの減歩でやりますということで御提示している以上、そう簡単に保留地減歩を増やすっていうことは過去において難しかったんじゃないのかなと思います。それがそのまま引き継いできてるものですから事業の見直し等々で事業費が上がっても、本来は事業費が上がれば当然保留地減歩を増やすとか、地権者との協議をしなければいけないんですけども、地権者が逆に納得していただけるかどうかという面もございまして、河野議員の御指摘のとおり、この価格が少なかった分は本来であれば保留地減歩を増やすとか、そういうふうな方法も考えなければいけなかったかと思うんですけども、今申しましたように、当初からこれだけで事業を進めますという地権者との約束がある関係で、最終的に町がその分を負担していくような方法で進めてきたということを御理解いただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

私も、今から例えば地権者の皆さん方に減歩率を上げさせてくれって。これは絶対納得できないと思うんですよ。もう区画も決まってて、それぞれ皆さん宅地も建てられて、そういう状況で新たに減歩なんて、もう金銭のやり取りしかできないと。そこでまた払える払えない人も出てくると思うんですよ。私はそういう意味でもこの事業の反省点というのが必要だというふうに思うんですよ。確かに事業が長引いていろいろ難しかったと。いろんな反省の弁を述べられましたけども、地権者の皆さんは当然ながら当事者ですけど、これは町民全体にいろんな影響を与えてるわけですよ。今のお話からすると、本来ならば保留地で事業費が出てくる部分を、住民の皆さんの財源をここにつぎ込んできたという部分は、本当に反省が必要であるなというふうに思いますんで、これも後程、また最後にでもお伺いしたいというふうに思います。減歩のところは理解しました。理解しましたというか、やっぱりそういう課題があったんだというふうに十分理解したところではあります。次に、その保留地処分地の造成計画ですけども、これについては、今回セキスイハイムの事業所が取得をされるということで、13億幾らかの金額ですね。これについては、その事業者のノウハウでまちづくりをして行っていたきたいということで、町民の声や町の要望っていうのがなかなか聞き入れられない状況があるのかなと。それが果たして本当にいいのかなっていうふうな部分がですね。確か

に事業者はこの造成をすることで13億以上の利益を上げないと全く意味がないわけですが。本来あそこの地域を土地区画整理事業をしようと、まちづくりをしようと考えたのは、今回保留地で売却した部分も含めてまちづくりをしようという形で考えてたわけですよ。それを、残念ながら事業が長引く、事業を短縮したい、財源も短縮したいということで、先程言うように苦肉の策でこういう形になったわけですが。全体のまちづくりから考えて、しかもあそこは高田南土地区画整理事業の一番中心部になる一番上の所が、民間業者が変なまちづくりはしないと思いますけども、民間業者のまちづくりになってしまう。全体の高田南土地区画整理事業のまちづくりと全く異なったまちづくりの懸念もされるわけですよ。それに町の声や住民の声が反映されないというのは果たして本当にそれでいいのかなと。いろんな機会で行政の要請だとか、町民の皆さんの要望だとかに何とか応えていただくようなまちづくりをしてもらうべきではないかなというふうに思うんですけども、その辺について今後そういう交渉だとか、要望が全くできないものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

あそこの2万3,000平米の保留地につきましては、議員御指摘のとおりセキスイハイムが今後造成計画を立てていくということでございます。この計画につきましては、今後町の方とも十分協議をしながら要望については言っていきたいというふうに考えているところでございます。しかしながら議員御指摘のとおり、これは当然業者としては利益を上げなければならないということでございますので、その分十分今後も検討しながら、協議をしながらということで御理解いただきたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

どこまでそういう思いが、要求として出して、呑んでいただくのかっていうのが非常に心配になるわけですが、今後の進め方として、まずは全員協議会で説明をしていただいた県議会での契約の締結が必要になってきますよね。その資料を見せていただいたら、業務計画書を事業所に出していただく。町と県の承諾が必要だというふうに書いてあるんですよ。その要求書の14ページ、業務の進め方というところ、黒丸の2項目に業務体制、スケジュール等を盛り込んだ業務計画書を作成し、県及び町の承諾を得ることというふうに書いてあるんですよ。業務計画書ってなると、造成計画ではなく単なる仕事の仕方になるのかなというふうに思うんですけども、こういうやり取りが必要になってくるわけですよ。要求書全体を見ますと、当然町もこの要求書の最後に周辺に見合ったまちづくりをして欲しいという要求をしてるんですけども、やはり全体を考えたまちづくりというのが本当に必要になってくると思いますので、この業務計画書の

やり取りで、この承諾も業務計画書ですからどこまでなのかちょっと分からないんですけども、こういう中で、こういうふうな計画ならばこうして欲しいと。そういうやり取りの中で、こういうふうに承諾しましょうというふうに可能なのかどうなのかですね。その辺はどのように考えてらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

こちらは造成計画の承諾でございますので工事の方の整備計画でございます。しかしながら、先程申し上げましたとおり、今後は買っていただく業者の方と何回も協議を重ねてまいりますので、随時要望をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

どうしても民間事業所がやることですから利益を上げるというのが最優先されるというふうに思うんですよ。ただ、やはり懸念するところは、この造成地に例えば本来必要な広さの公園が欲しいのに、やっぱり利益を上げるために宅地にしてしまうだとか。そういうふうなことも懸念されるわけですから、高田南全体のまちづくりの中でやっぱりそういうふうなことも是非いろんな機会でも要望していただきたいというふうに思います。現在で造成計画の内容が全く分からないものなのか。1区画当たりの一番小さい面積は165平米とするというふうになってますけども、本来ここが造成計画の中でどれくらいの区画数を造ろうとしているのか。それすらも全く今のところ分からない状況なんですか。その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

お答えいたします。2万3,000平米の中で全部宅地にした場合、90区画から100区画ということでお聞きをしております。ただ、これは全て宅地にした場合でございますので、今後その分については協議してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そういう計画の中でもやっぱり公園用地だとか、緑地の問題だとか、そういうところは是非、計画の中に盛り込んでいただくような要望活動もお願いしたいと思います。

次に財政確保の課題の件で、前の議会でも同じようなことを聞いた経緯があるんですけども、今回、落札額と売却額が決まって一定の金額が出てきたわけですけども、そもそも54億9,074万6,000円が債務負担行為で、国県が大体約30%の負担で1

7億、あと起債で12億、その他財源で23億、一般財源が1億3,000万という話で、これが債務負担行為で出された数字でした。一括発注の工事金額が45億8,000万になりましたね。売却額13億ということで全体の数字が大幅に変わってきたと思うんですけども、いわゆる債務負担行為からすると入札額で約9億の差額が出てきたと。売却額が13億ありますから。元々54億を支出しようとしてたんですけども、多くの金額が下がってきたという意味では、今後の財政負担の割合というのは、この差額に応じての出し方になるものなのか、ちょっとその辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

先程申された落札額ですが、税が入りますので48億8,137万というふうな形で、県議会が通ればですけど、こちらで本契約という形になります。令和2年度以降の残事業費といたしまして約55億ございます。先程申されました債務負担に倣ったところでいけば同じ約55億なんですけど、この落札減で出てきました六億数千万につきましては、この契約金額自体が今後変わる可能性は無いとは言えないというのがまず1つと、これ以外にまだ業務等がございますので、丸々これが執行されないということではないというふうに御理解していただければと思います。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そうすると、それがはっきりするのは5年後、10年後、どちらですか。いわゆる最終の工事業費がはっきりするのは、いつになるんですか。お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

工事費につきましては、先程来の話で令和6年度が最終工事の年度でございますので工事費の方は全て分かるだろうというふうに考えております。しかしながら、その後、換地処分という形になりますので、測量及び換地計画等々の業務が発生してまいります。そちらにつきましては、やはりその後に確定していくと考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

私は単純に今回のこの売却できた金額があるんで、その債務負担行為の変更もあるのかなというふうに思ったんですけども、債務負担行為は変更しないまま、こういう形でやっていくというふうな形で考えていいのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

それにつきましては、先程申しました令和6年度以降、分かった時点で当然お示しをしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

ここ5年間、債務負担行為で支払っていくわけですよね。これはずっと変わらないという形ですね。工事が終わってそこの精算というか、残だとかいろんな形で債務負担行為の内訳も変わらないという状況ですかね。売却額13億が入ってくる予測があるけれどもこれも変わらない。国負担の金額も変わらないという形で捉えてよろしいんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

国費及び県費につきましては変わりはありません。また、今後の五十何億の分につきましても当分の間に変更しないということで御理解いただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

13億7,958万6,000円、これは売却額ですよね。前回お聞きしたときに建設部長がお答えいただいたのが、この金額が入る時期をお伺いして、それについてはすぐ入るといってもない。一定の宅地売却ができた中で入るんじゃないかというふうな形で答えていただいているんですけども、この入る時期もまだ明確ではないわけですよね。翌年度、売却契約ができましたと。じゃあすぐ13億というお金が町に入ってくるというわけでもない。ここはもう1回確認させていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長

○建設産業部長（日名子達也君）

工事の本契約が県議会後になります。ですから今年度中、3月中には必ず契約が終わると。保留地につきましても今月中に契約をさせていただきたいと思っております。したがって、13億の約1割につきましては今年度中に入るだろうというふうには考えておるところでございます。残りの残金につきましては、当然土地が出来上がってからお支払いをしていただくこととなりますので、保留地の造成が終わり次第、セキスイハイムと話をしながら納金をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

すぐ町の財政負担の金子にはなり得ない部分があるんですね。最終的には13億入ってくるかもしれませんが、現状の財政状況の中で債務負担行為の負担もしていけないといけないという状況ですね。この金子の取り扱い、例えば先程1割が契約時点が入ってくるのではないかと。今まで保留地処分は一般財源の方に移ってましたよね。都市計画の特別会計の中で、保留地処分した分は必ず一般財源の方に戻ってきたと。これも保留地処分の金額なんで一般財源にそのまま入って、仮に途中で数億ぐらいのお金が入ってきたときに、単なる一般財源として保有しておくのか。基金か何かという形になるのか。その辺はいかがお考えなんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

1割の約1億3,000万ぐらいの金額につきましては、まずは区画整理の特別会計の方というふうに考えているところでございます。まだ入ってございませんので、それについては、そのときに検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

要らぬ心配なのかもしれませんが、途中で数億ぐらいのお金が入ってきたとしますよね。一般会計のまま保有してしまうと事業費を支出しようとするお金。お金はどこから出しても一緒かもしれませんが、一般会計の財源として使ってしまうとほかの緊急的な財源に回ってしまうとか、そういうところになってしまうと、この債務負担行為の負担が厳しくなってくるんじゃないかなと。私はやっぱり一定この金子の取り扱いというのは、特別会計に残して置くというふうに。その部分についてはそうならないと思うんですけども。これまでは保留地処分については一般財源に戻してたわけですよ。だから、そうするのかなと思ったんですけど、1割についてはそうするけども、今後も収入金額というのは特別会計の方に残していくという形に考えていいんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

13億の残金につきましては一括して入れていただくようになりますので、そのときに検討してまいりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そのときでも構いませんけども、私は一定、何かの基金に入れとくべきではないかな

とちょっと懸念するわけですが、それはもうそのときにでも検討して。ただ一般財源に保有してしまうと、本来払うべきお金が違う部分で出て行っただと。そうならないような状況を作らなければいけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。あと、財源を含めた今後の反省の問題ですが、先日、新聞報道で2月でしたかね、非常に景気が落ち込んでるといふふうに言われております。実質国内総生産が前期比マイナス1.6、年率換算でマイナス6.3と非常に大きな落ち込みがあったということで、原因は台風の被害だとか、やはり10月からの消費税増税、こういう状態になると。国の財政状況がですね。今、新型コロナウイルスの関係で、まさに景気がどんどん落ち込んでるのではないかといふふうな意味では、非常に町の財源も当然ですし、国、県費の財源も懸念するところではあるわけですよ。前回質問した折には、もう最大限の国、県の補助金が下がって、そういう最悪のことを考えて対応するといふふうに言われてたんですけども、どれくらいの体力があるものなのかですね、町の財源として。基金と起債をつぎ込んでやるというふうな形で前回答弁していただいているんですけども、どれくらいの、いわゆるこの債務負担行為も含めて、その辺の心構えといふのがあるものなのかどうなのかですね。そこについてお伺ひしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中企画財政部理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

以前もお話差し上げたんですけども、国費、県費については最大限努力をいたしまして満額交付に努めると。残りの分については起債及び基金を十分活用するということと考えております。昨年9月議会の決算の認定の際に財政健全化シミュレーション等を議員各位にお示しをしているところでありますけれども、その中に高田南の計画を入れたところで、長与町の財政については財政悪化の基準に抵触するような比率ではないということでお示しをしております。今後についても最悪の事態のところを考えながら、十分、基金と起債を活用しながら実施できるものと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

なかなか難しいところだと思うんですけども、お答えとしてもですね。ただ、今の経済状況を見てみると、本当に最悪の事態といふのを考えておかないといけない状況ではないかなと思うんです。当然、国、県の補助を満額いただけるという形で事業が進められてると思うんですけども、私は非常に厳しい状況ではないかなと。本当に最悪の事態を考慮して、そこが債務負担行為を組んだ危機的な課題かなと思うんですよ。債務負担行為でなければ、有るお金で工事が進められてた部分があると思うんですけど、それだと長引いて大変だといふ話。債務負担行為を組むことで必ずそういう負担をしなければならなくなってくると、本当にそういう危機意識があるのかですよ。何とかするんで

はないかというふうな感じでは、私は非常に大きな失敗をするんじゃないかなと思うんですけども、そういう危機意識を持ってやられてるのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

お答えいたします。国、県の補助金につきましては町長答弁でありましたとおり、今後も強力に要請をしていくということでございます。当然、最悪の事態も想定はしておりますが、これにつきましては国交省及び財務省、こちらの方にも十分協議をしながら要望していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

私が最悪の事態と考えているのはもう全部町で、もしかしたら負担しなければいけないという状況も含めて最悪の事態。そういうことは無いとは思いますが、でも、そういうところまで考えておく必要があるんじゃないかと。いや、それは考え過ぎですよというふうに思われるかもしれませんが、やっぱりそういう思いでやっていくというのが必要ではないかというふうに思いますんで、そういう危機意識を持つべきだと思います。今後の反省の問題ですけども、先程申しましたように地権者の方には本当に長い間そういう状況をお願いしてきたという部分については、本当に大変だったなというふうに思うと同時に、先程も言いますように町の財源を相当つぎ込んでるわけですよ。地権者だけではなくて町民の皆さんにも本来ならば違うことに使えた、違う事業を進められた部分が、これらによって進められなくなったという部分、やれなかった部分というのがあると思うんですよ。こういう部分の反省が必要ではないかなというふうに思いますけども、できれば町長にお答えしていただきたいんですけど、どう考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私が町長になる前に、いろんな地域の方々と話をしたときに道の尾地区の方々が、「自分達が生きてる間にこの分は何とか完成してくれよ」という言葉が非常に印象的に残ってました。何とかこれを早く片づけることが、先程河野議員がおっしゃったように地権者の方、そして町民の方に対してもお返しできることじゃないかなというふうな形で進めてまいりました。財務の方も縷々説明がありましたように、ここに至るまでには随分シミュレーションをいたしました。最悪の場合はどうかということも含めましてシミュレーションをいたしまして、今の形を作りました。したがって、国交省とか県の方に対しても、そういったものを十分理解していただいているものと思っております。そのくらいの覚悟で債務負担行為という計画まで至ったわけですので、その分について



はこの5年間で何とかできるような形で各所管とも随分話をし、議員の方からもたくさんいろんな御質問をいただいて、その都度我々も立ち止まって考えて、そして今日ここに至っているわけでございます。そういったものを踏まえまして、最初申し上げましたとおり、ここまで遅れましたことについては大変反省しておるところでございますし、また、今回こういったことを通じまして、次にいろんな事業展開があるかと思えます。町は永遠に続いていくわけでございますので、そういった意味で、こういった事象をさらに次の機会に生かしていきたいとそのように考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

町長が答弁で言われたように、本当に大きな教訓にしないといけないんだと思うんですね。これまで以上の大きな事業というのは、もうあんまり想定できないのかもしれませんが、いろんな公共工事をするときには、財政の問題、将来的な問題も含めて、十分な検討が無かったのがこういう事業になってしまったんじゃないかなという部分の反省もすべきだというふうに思いますんですね。それと、なかなか町民の皆さんにもそういう気持ちで、今後も町政運営に当たっていただきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険税の負担軽減について質問させていただきます。一定の負担軽減をしますよと、18歳未満の子どものいる世帯ではしますよというような話でした。ただ、先程説明しましたように200万の世帯で38万3,700円の保険税になるという部分で、私は憲法が保障する、健康で文化的な生活を営む権利があるという憲法25条。これに基づいて、例えば生活保護基準の世帯がどれくらいの給付を受けてるか調べてみたところ、同じ家族構成で総額を言いますと222万7,440円なんですよ。いわゆる200万の世帯の所得よりも多い保護基準でしか生活ができませんよっていうような基準を見てるわけです。しかし国民健康保険加入者世帯は、この200万から先程の30何万の保険税を引かれると、もう160万ぐらいしか所得がないわけですよ。国民健康保険だけではない。他の税金も当然引かれて、医療費も掛かりますし、そういう意味では、国が示す最低限度の生活の基準以下の生活をしないといけないという部分では、やはり国民健康保険税が高過ぎるというふうに思います。そういう意味で、先程も答弁がありましたように県知事会ですかね、国の方にも要望して、この子どもの部分を減免制度を作ってくれないかというふうな話をしてるわけですよ。全国的にも各地で進んです。北海道では旭川市、岩手県では宮古市、宮城県で仙台市、福島県では南相馬市だとかいう所で、子どもへの均等割の減免を進めてるわけですよ。これも町長が言う子育て世代の支援策の1つとして、是非検討すべき課題ではないかなと。いや国や県に任せてますではなくて、どうやったらできるのかというのを考えるべきではないかなというふうに思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

現在、減免については法定減免制度っていうところから、7割、5割、2割を軽減しております。河野議員が言われるように子育てっていう面ではなく、この減免制度に則って現在やっている状況です。御承知のとおり30年度から県とそして市町が一緒になって国保を運営しているわけですが、その中で減免措置の要件についても話をしている状況です。この運営というのは統一を目指しています。同じ所得、同じ世帯の状況でしたら、同じ税を掛けるっていうふうを目指しております。そこで例えば長与町だけが新たに減免の条件を増やすっていうのは、統一に向けて非常にやりにくい形になってくると思っています。子育てという面からは町だけじゃなくて、やはり県、国、こういう所で新たに創成してもらうというのが一番妥当というふうを考えておる状況です。そういう訳で、町の単独というのは少し難しい状況であるというふうと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そこが進まないから、できないかというお願いをしてくるわけですよ。だから今の話ですと、しようという形で検討してないですね。県と一緒に。そこが進まないから今説明したほかの所で、全国で、ちょっと古い資料ですけど25の自治体が子どもの減免を独自でやってる訳ですよ。独自でやって何も問題ないわけですから、検討すべきではないかという話なんですよ。私よく国民健康保険に一般財源を投入したらどうかという話をするんですけども、それはなかなか公平感があってできないというふうな話をしますが、しかし国民健康保険世帯の子ども達は、今、子どもの医療費の助成制度が始まって窓口負担は同額ですけども、国民健康保険は均等割という形で間接的に保険料を払っている訳ですよ。これは公平なのかと、ほかの健保組合や公務員共済もそうだと思うんですけども、子どもの分まで保険料取ってないわけですよ。国民健康保険だけ子どもの分だけ保険料を取るというのが、これは公平なのかという部分についてはどうお考えですか。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

この税率については法で決まっておりますので、そこは町独自でというのはやはり難しいことだというふうと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

質問に答えてない。公平かどうかというところでお伺いしたんですけども、法で決まっている。先程説明しましたように全国的にはそういう状況があるけども、子ども達のい

る世帯は大変だから均等割を減免しましょうというふうな形でやってるわけですよ。やれないことはないわけですよ。やっぱり私は疑問に感じる。しようとならない姿勢が私は問題ではないかなと思いますので、これはやっぱり町長の子育て支援の政策、ほかにもいろいろありました。昨日もいろいろありましたけども、これも是非検討していただくように、私は公平じゃないと思うんですよ。間接的に医療費を払うという行為がですね。だから、これもやるには、やっぱり一般財源を一定投入して負担軽減を図ってもらうというふうな形で検討をしていただくようお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで河野龍二議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩します。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第1号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今回、市町村事務組合の組織の減少ということで、県下で一番大きい長崎市が脱退するというふうな規約の変更ですけども、そもそも脱退する理由が何なのか。あと、ここが行う事業に影響がないのか。それと併せて、長崎市の脱退による本町の財政負担が増えるとか、そういう状況があるものなのか。その3点お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

はじめに脱退の理由でございますが、長崎市は退職手当に係る共同処理を単独で行っていたところでございます。平成の市町村合併を機に、職員数の増大によって退職者の著しい増減が見込まれたことから、退職手当の予算の平準化を図ることを目的といたしまして、今回の事務組合の退職手当に関する共同処理に加入したものでございます。現在は当時のような退職者の著しい増減が見込まれないということから脱退に至ったということで説明を受けております。この件につきましては、令和元年12月13日に長崎市議会でも議決していただいたところでございます。次に影響額でございますが、長崎市は確かに大きな財政規模を持っており、脱退される影響額が不安に感じることも分かりますが、各市町から必要な財源を元に運営をしておりますので、直接的に影響が出てくるということは想定しておりません。また、財政負担がこれに伴いまして、急激に増えるとか、減少するとかそういった影響も考えていないところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

この事務組合の業務を見ても、単に退職手当の事業だけではありませんよね。例えば、消防団員等の公務災害補償事業、議会議員、その他非常勤職員の公務災害の補償事業等々。こういう補償事業等に、その財政負担の面からも影響が無いものなのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この市町村総合事務組合におきましては、それぞれ事業ごとに必要な財政措置を取っております。その中で長崎市が加入しておりましたのが退職手当に係る共同処理のみでございますので、他の事業に関する影響というのは無いというふうに捉えていただいて結構でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第1号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号長与町認可地縁団体印鑑条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第3号長与町犯罪被害者等の支援に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第5、議案第4号長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第6、議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第7、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第8、議案第7号長与町立児童館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第8号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第9号長与町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第10号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第11号町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

町道認定の議案でございますが、路線名について通常地域が特定できるような命名の仕方であろうかと思うんですが、5001番、5002番のように高田南中央線とか三千隠線とか、一定の地域が特定できるような表示が通常であるのかなと思うんですが。その下が、区画道路1号線とか20号線とか。あとの方では特殊道路何号線という表示になっているんですが、これが将来的にもこの名前ですと残っていくのかっていうことと、今回の提案がなぜこのタイミングでされたのかというのを2点お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

高田南区画整理地区につきましては、議員御指摘のとおり高田南何号線という形で表示させてもらっております。しかしながら今回、高田南の一括施工に伴う分につきましては、通常出来てるものに対して高田南何号線という形で名称を全部振ってきております。今回まだ出来てないものについて認定をお願いするものでありますので、区別するために路線番号も新しく5000番台と個別で分かるようにして、路線名につきましては計画上での名前を上程させてもらっています。今後供用開始、もしくは完成時に高田南何号線という形で名称変更を行っていきたいと考えております。それと、今回の上程につきましては、新しく道路を建設する際に国費を財源とする場合、補助金とか交付金、こういった場合には必ず先に道路の認定、区域決定が必須条件となっております。高田南区画整理事業の中で道路事業もありますので、補助金を活用するためには必ず認定をしてないと活用ができませんので、上程させていただきました。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

大体分かりましたけども、路線名については出来上がりか供用開始時点で名前を付け替えるということで議会に諮られるのか。それも含めて時期について、補助事業ということで事前に認定しておかなければならないということをおっしゃいましたが、例えば買収に係る分で租税特別措置法。そういった適用を受けるための税務署協議などは事前の認定の必要があるのかなと理解をしていたものですから。今のこの質問を聞きますと高田越中央線はもう早くからしていますよね。今回あげてますよね。この道路を造るときに補償は補助を貰ってされてると思うんですよ。それで今じゃないですか提案が。だから整合性が、今の説明とは合わない部分もあるのかなと思って。2点よろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

お答えいたします。まず1点目の完成時にもう一度議会に認定を提案するののかという御質問でございますが、この分につきましては、もう一度、路線番号も含めまして提案をさせていただきたいというふうに考えてるところでございます。続きまして、補助関係の時期的には良いのかという御質問でございますが、昨年度、会計検査院の方から補助金の申請及び交付金の申請のときには、新設の道路については町道認定をしなければいけないということでございます。今回一括施工の分につきましては、全て認定だけはさせていただきたいというふうなことで提案をさせていただいたところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第13、議案第12号令和元年度長与町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

説明書の12、13ページの16款寄附金の一番下のふるさと応援寄附金。私は一番初めから、この制度ができたときから心配していたんですが、当初は1億の高い金額を計上しているわけですが、ぐっと下がって約半分の4,500万ぐらい減額ですけども、理由ですね。予想よりも減額するわけですけども、特別な理由があるのか。今後も見込みがないのか。その説明をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

ふるさと納税の寄附金の減額につきましては、当初予算で1億という目標を掲げさせていただいていたところですが、昨年6月の施行になります。国でふるさと納税の返礼品に関する基準が変更になり、それまで、県産品で長与町内で販売とか取り扱いをされているものであれば返礼品にさせていただいたものを、地場産品ということで長与町内で作られているものもしくは加工をされているものに限るというようなことになりました。1年間、いろいろな事業者などを回って模索をしてみました。寄附金額の増額に繋がるような返礼品の開拓が難しかったというところがございます。令和2年度に向けましても、町内の事業所、農業の特産品なども視野に入れまして返礼品の開拓をさせていただく。また、寄附金を充当する事業につきましても、国民の皆様に応援して

いただけるような事業を目標に持っていきまして、増額に努めてまいりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第14、議案第13号令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第15、議案第14号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第16、議案第15号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第17、議案第16号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第18、議案第17号令和元年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第19、議案第18号令和元年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第20、議案第19号令和2年度長与町一般会計予算を議題とします。



これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

予算書の8ページの債務負担行為で、文化ホールの音響設備の入れ替え。どういう状況で、より音響が良くなる設備を入れ替えるのか、同じような状態なのか、その理由をひとつお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

文化ホールの音響設備につきましては、平成9年の開館以来の音響設備になっております。音響設備の耐用年数が約10年で、20年以上経過しているということで、まず、故障したときの部品などがもう無いと。そういったことで更新をしたいということと、2022年12月に電波法の改正がありまして、今使っているワイヤレスマイクが使えないようになりますので、そういったところも含めましての更新となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

歳出の方で153ページ。住宅性能向上リフォーム支援補助金と子育て応援住宅支援補助金の内訳を教えてくださいと思います。上限額と何件の補助金の申し込みを予定してるのか、お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

明確な件数としてではなく、金額による上限を設定しております。ですので予算が執行できる範囲内の件数となりますので、明確な数というのはここでは分からない状況となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第21、議案第20号令和2年度長与町駐車場事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第22、議案第21号令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算を議題としま

す。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案の給与費明細書、説明書の28ページですが、前年度と比べて、その他の特別職が12人から6人になって、報酬の方が大幅に下がってます。これは来年度から始まる会計年度任用職員制度に移行するということだと思いますし、健康保険特別会計だけではなく、一般会計、その他の会計でも同じように変わってますけれども、特にこの国民健康保険特別会計の変更が一番数字が大きくて分かりやすかったので、お伺いしたいんですが、人数は半分になっただけで報酬額は約100分の1になっている。この変更というのを分かりやすく御説明いただければ幸いです。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

昨年度まで12名というのは、国保の運営協議会の委員と保健事業に携わる保健師、管理栄養士、歯科衛生士、そういう専門職を上げさせてもらってました。今年度から、専門職については会計年度任用職員になっておりますので、その分が減額となり大幅に減少してるという状況になります。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第23、議案第22号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第24、議案第23号令和2年度長与町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

個別の費目のことなので細かいことなんですけど、個人的に昨年その制度に注目をしていたのでお伺いしたいんですが、説明書の32、33ページの3款3項の一番下、扶助費の在宅介護者見舞金が72万円計上されてますが、こちらに関しては確か自宅で介護をされてる方への見舞金ということで年額3万円が支給されるというものですが、確か平成29年、平成30年ともに利用者がゼロだったと伺っております。そして昨年度の

当初予算でも6万円、2名分だけが計上されていましたが、今回72万円という24件分になりますが、大幅に増額されている理由というのは、何になりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

堀池介護保険課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

対象者の見直しにより、対象者の拡大を見越して増加いたしました。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

確か29年度に制度改正された点での対象者が、特に公的な介護保険や障害サービスを受けてない方という条件があって、もう大体の方はこれを受けているので、この在宅介護者見舞金というのをあまり利用にならないというようなことだったかと思うんですが、今おっしゃられた見直しというのは、具体的にどういった変更になるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

堀池介護保険課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

自宅での在宅介護が増加傾向にありますので、見直しを行った次第でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第25、議案第24号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第26、議案第25号令和2年度長与町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第27、議案第26号令和2年度長与町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま各常任委員会に付託しました議案第2号から議案第26号までの25件は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了

するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第26号までの25件は、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。常任委員長は、審査の結果を3月18日までに議長に報告願います。

日程第28、議案第27号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第27号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第28、議案第27号人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり適任とされました。

日程第29、議案第28号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第28号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第29、議案第28号人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり適任とされました。

日程第30、議案第29号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第29号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第30、議案第29号人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり適任とされました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

午後からは委員会審査のため本会議を休会し、3月19日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 11時45分)